

## ちょっと気になるデータ解説

## 地域別最低賃金の現状

2008年度の地域別最低賃金改正については、9月11日までにすべての都道府県の最低賃金審議会の答申が出そろった。この答申によれば、時間額で7円から30円(全国加重平均16円)の引き上げとなっている(本誌26ページに各都道府県の答申状況一覧表を掲載)。昨年同時期の答申状況(時間額7円から20円、全国加重平均14円)と比べて、全国加重平均の引き上げ額が上昇した。これまでの推移を引き上げ率でみても、今年度は、近年最も引き上げ率の高かった昨年度を上回っている(表1参照)。地域別最低賃金の引き上げは、実際にどのような影響を及ぼしているのだろうか。

表1 地域別最低賃金(時間額、全国加重平均)の推移

	1998年度	99年度	2000年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度
地域別最低賃金(円)	649	654	659	663	663	664	665	668	673	687	703
対前年度引上げ額(円)	12	5	5	4	0	1	1	3	5	14	16
(対前年度比、%)	1.88	0.77	0.76	0.61	0.00	0.15	0.15	0.45	0.75	2.08	2.33

資料出所：厚生労働省

(注) 適用労働者数による加重平均

最低賃金の影響を示す指標として、「未満率」と「影響率」がある。未満率とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合を示し、影響率とは、最低賃金の改正後に、改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合を示している。近年の動きをみると、未満率は2003年度以降低下を続けているが、影響率は、03年度以降ほぼ水準で推移したのち、2007年度の引き上げ率が高くなったことを受け、2.2%に上昇した(表2参照)。

地域別最低賃金の未満率と影響率を、最低賃金額のランク別(中央最低賃金審議会が、各都道府県を地域別最低賃金額の水準をもとにA、B、C、Dの4ランクに区分している。2008年度の区分については本誌23ページ表1参照)にみると、概ね、地域別最低賃金の水準が高いAランクでは、未満率と影響率ともに低く、以下順を追って、Dランクが最も高くなるという傾向がみられる。2007年度のランク別の数字では、未満率は、Aランク0.7%、Bランク1.2%、Cランク1.3%、Dランク1.4%であった。影響率は、Aランク1.8%、Bランク1.9%、Cランク2.6%、Dランク3.1%となっている。このように、地域別最低賃金額の低い地域ほど、影響を受ける労働者の割合が高くなっている。

表2 地域別最低賃金における未満率及び影響率の推移

	1998年度	99年度	2000年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度
未満率(%)	1.3	1.5	1.6	1.2	1.9	1.6	1.5	1.4	1.2	1.1
影響率(%)	2.1	1.9	1.9	1.8	1.9	1.6	1.5	1.6	1.5	2.2

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

それでは、地域別最低賃金の影響を受けるのは、具体的にはどのような労働者層だろうか。当機構・労働政策研究報告書No.44『日本における最低賃金の経済分析』(注)における、2003年賃金構造基本統計調査の個票を用いた分析結果によれば、一般労働者については「どの都道府県でも地域別最賃額近辺で賃金の『張り付き状況』は確認できなかった」とされる。一方、パートタイム労働者の場合は、「沖縄、北海道、山口、福岡などでは多くの労働者が地域別最賃近辺に集中しており、最賃の『下支え効果』があると考えられる。一方、東京、山梨、滋賀などではこうした状況は確認できていない」という。

なお、本報告書では、最低賃金の認識状況などを聞くアンケート調査の結果も掲載している。同調査は、従業員30人未満(製造業は100人未満)の1万事業所を対象とし、2,434事業所の回答を得た。ここでは、「地域別最賃額を『知っている』と答えた事業所は46.6%で、実際の額と調査票への記入額とを照合したところ、正確な額を知っていたのは24.2%にとどまった」とし、「最賃制度に関する事業主の認識を高める施策が強く求められる」と指摘している。

(調査・解析部 主任調査員 吉田和央)

(注) 労働政策研究・研修機構(JILPT)労働政策研究報告書No.44『日本における最低賃金の経済分析』  
<http://www.jil.go.jp/institute/reports/2005/044.html>